

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: デジタルとくしま推進課

団体名: (公財)e-とくしま推進財団

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方選定時の見積書枚数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総額	うちR4年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	e-とくしま推進業務	次の事業の実施に係る経費 (1)ICT利活用に関する普及・啓発 (2)公立小中学校の情報化支援等ICTの利活用促進 (3)県内の高等教育機関に属し、ICTに関して優秀な業績を残した学生・生徒や小中学校等への表彰事業 (4)デジタルとくしま推進プランの重点戦略に合致した調査・研究に対する助成事業の実施に要する経費等	1	R4.4.1	R5.3.31	23,000	23,000	第2号(競争に不向き)	公益財団法人e-とくしま推進財団は、「県民誰もが、ICTの利便性を享受し、ICTを暮らしに活かし、個人が、地域が、産業が活力あふれ、県全体がいきいきとした徳島(e-とくしま)の実現」を基本理念とする活動組織として設立された県内唯一の公益法人であり、「e-とくしま」推進業務の委託という業務内容の性質及び目的が競争入札に適しないものであるため。
2	①委託	徳島県版プレミアムポイント事業情報発信等業務	「徳島県版プレミアムポイント事業第2弾」に関して、県民への情報発信、県民からの問合せ対応等の業務を行う。	1	R4.4.1	R5.3.31	24,700	24,700	第2号(競争に不向き)	委託先の選定に当たっては、徳島県版プレミアムポイント事業第2弾(以下「本事業」という。)が国のマイナポイント事業と連動して実施する事業であるため、マイナポイント事業の周知・広報・支援等を実施する市町村や関係機関と十分な連携を取ることが不可欠である。公益財団法人e-とくしま推進財団は、市町村関係団体や報道機関、情報通信機関など各分野で幅広い賛助会員と協働して、長年に渡って、県内の情報通信技術の利便性や利活用方法等に関する普及啓発事業を行っている。また、令和2年度に本県が実施した「徳島県版プレミアムポイント事業第1弾」における、県民・県内団体への周知・広報、問い合わせ対応等、委託業務の受託実績を有する。以上より、マイナンバーカードの取得を促進するとともに、県内経済の活性化を図るための本事業について、令和4年1月1日から開始された国のマイナポイント事業第2弾と連動して、迅速かつ県民に分かりやすく普及啓発できる委託先は同財団しかないため。
3	①委託	人に寄り添う「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」運営事業に係る業務	誰一人取り残さない「人に寄り添うデジタル社会」を実現するため、産学官連携の人材育成拠点である「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」において「デジタル支援員の育成」と「人材バンクへの登録」を行い、地域や学校におけるデジタル活用を支援する。	1	R4.4.1	R5.3.31	12,800	12,800	第2号(競争に不向き)	公益財団法人e-とくしま推進財団は、「県民誰もが、ICTの利便性を享受し、ICTを暮らしに活かし、個人が、地域が、産業が活力あふれ、県全体がいきいきとした徳島(e-とくしま)の実現」を基本理念とする活動組織として設立された県内唯一の公益法人であり、これまで市町村や各種公益団体、情報通信事業者など幅広い分野の賛助会員と協働し、長年にわたり県内の情報通信技術の利便性や利活用方法等に関する普及啓発事業を実施している。「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」の下、産学官の関係者の協力を得て、デジタル支援員の育成からデジタル活用支援までを一貫して行うことができる委託先は同財団しかないため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: ダイバーシティ推進課

団体名: (公財)とくしま“あい”ランド推進協議会

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総額	うちR4年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	フレイル予防推進業務委託契約	フレイルを予防し、高齢者ができるだけ長く健康でいられるようフレイル予防・健康づくりに資する普及・啓発を行うため、情報誌「いのち輝く」において特集記事を掲載する。	1	R4.4.1	R5.3.31	1,513	1,513	第2号(競争に不向き)	高齢者の生活不活発によるフレイルを予防し、高齢者ができるだけ長く健康でいられるよう、積極的な啓発活動を行うことを目的としている。情報誌「いのち輝く」は、高齢者の情報に特化した情報誌として、県内最大の発行部数となる4,200部であり、高齢者を中心に県内関係機関・各層で広く愛読されており、また、一般にも販売されていることから、高齢者のフレイル予防啓発には効果的であるため、同誌の発行者である(公財)とくしま“あい”ランド推進協議会への委託が最適である。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: ダイバーシティ推進課

団体名: (公財)徳島県国際交流協会

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR3年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和4年度 外国人にやさしい徳島づくり 推進事業	国際理解支援講師の派遣や国際理解フォーラムの開催、専門ボランティアの養成、防災啓発等に係る業務	1	R4.4.1	R5.3.31	10,817	10,817	第2号(競争に不向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損により設立された公益財団法人であり、国際交流に関する県及び関係機関から委託された事業を実施しており、豊富な経験と専門的知識及びノウハウを有している。また当該業務の成果を実効あるものにするためには、常に県と緊密な連絡体制が整っていることが必要であるため。
2	①委託	令和4年度 地域で学ぶ! 日本語教育 推進事業	日本語教室の開催、日本語指導ボランティア養成講座等の外国人の日本語教育の推進に係る業務	1	R4.4.1	R5.3.31	8,243	8,243	第2号(競争に不向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損により設立された公益財団法人であり、国際交流に関する県及び関係機関から委託された事業を実施しており、豊富な経験と専門的知識及びノウハウを有している。また当該業務の成果を実効あるものにするためには、常に県と緊密な連絡体制が整っていることが必要であるため。
3	①委託	旅券作成業務	旅券業務に係る申請相談、申請・交付窓口業務、旅券作成業務及びそれに付随する業務	1	R4.4.1	R5.3.31	17,904	17,904	第2号(競争に不向き)	本業務は都道府県知事が外務大臣から法定受託業務として受託しているものであり、個人情報を扱う業務であることから、本来は県職員を配置することになっている。旅券法の趣旨を尊重し、責任ある発給体制を確保する観点から、当該業務はその性質、目的が競争入札に適さない。そして、当協会は旅券法、戸籍法等の関係法令に精通し、旅券作成機器操作等業務遂行についての技術、経験を有した人材を擁しているため。
4	①委託	令和4年度 とくしま国際戦略センター推 進事業	多言語相談窓口運営及びとくしま国際戦略センターホームページによる多言語情報提供を行う業務	1	R4.4.1	R5.3.31	20,000	20,000	第2号(競争に不向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損により設立された公益財団法人であり、国際交流に関する県及び関係機関から委託された事業を実施しており、豊富な経験と専門的知識及びノウハウを有している。また当該業務の成果を実効あるものにするためには、常に県と緊密な連絡体制が整っていることが必要であるため。
5	①委託	令和4年度 外国青年招致事業徳島オリ エンテーション業務	オリエンテーションに係る資料・教材の企画及び作成、その他これに付随する業務	1	R4.6.8	R4.9.30	330	330	第2号(競争に不向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損により設立された公益財団法人であり、国際交流に関する県及び関係機関から委託された事業を実施しており、豊富な経験と専門的知識及びノウハウを有している。また当該業務の成果を実効あるものにするためには、常に県と緊密な連絡体制が整っていることが必要であるため。
6	①委託	令和4年度 地域とつなぐ! 在住外国人 支援事業	市町村や地域交流団体と連携し、地域における多文化共生を推進するため、外国人の地域活動への参加促進やネットワーク形成を行う業務	1	R4.4.1	R5.3.31	3,357	3,357	第2号(競争に不向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損により設立された公益財団法人であり、国際交流に関する県及び関係機関から委託された事業を実施しており、豊富な経験と専門的知識及びノウハウを有している。また当該業務の成果を実効あるものにするためには、常に県と緊密な連絡体制が整っていることが必要であるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課：文化・未来創造課

団体名：(公財)徳島県文化振興財団

(金額単位：千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	あわ文化継承・発展に係る 業務	徳島県ならではの文化を継承し、人材を育て、文化振興を図るとともに、文化の力で地域を活性化させるための事業を実施する。	1	R4.4.1	R5.3.31	1,865	1,865	第2号(競争に不向き)	(公財)徳島県文化振興財団は、本県文化振興の拠点施設であるあわぎんホール <sup>1</sup> の運営に関する高い専門性を備えるとともに、幅広い文化事業の実施についても高いクオリティのノウハウを持ち合わせている。また、本業務について内容や課題を熟知するとともに、豊富な経験と幅広いネットワークを有しており、効率的かつ効果的な業務の遂行が期待できるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課：文化資源活用課

団体名：(公財)徳島県埋蔵文化財センター

(金額単位：千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和4年度徳島管内道路埋蔵文化財調査委託	埋蔵文化財調査業務	1	R4.4.1	R5.3.31	160,600	160,600	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財調査業務を委託できる機関が他にないため
2	①委託	令和4年度吉野川河川改修事業(加茂第二堤防)関連埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘調査業務	1	R4.4.1	R5.3.31	79,200	79,200	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため
3	①委託	令和4年度那賀川河川改修事業(加茂堤防)に伴う埋蔵文化財調査業務	埋蔵文化財調査業務	1	R4.4.1	R5.3.31	81,100	81,100	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財調査業務を委託できる機関が他にないため
4	①委託	令和4年度新時代対応！国府支援学校整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘調査業務	1	R4.4.1	R5.3.31	117,500	117,500	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため
5	①委託	令和4年度園瀬川河川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘調査業務	1	R4.4.1	R5.3.31	22,000	22,000	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため
6	①委託	令和4年度街路事業(住吉・万代・園瀬橋線)関連埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘調査業務	1	R4.12.28	R5.3.31	22,200	22,200	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため
7	①委託	徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘調査業務	1	R5.3.1	R5.3.31	9,000	9,000	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため
8	①委託	令和4年度道路改築事業(徳島環状線国府・藍住工区)関連埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R4.4.1	R5.3.31	23,500	23,500	第2号(競争に不向き)	徳島県が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため
9	①委託	温故知新「いにしえ」を訪ねて「ミライ」を創るプロジェクト事業 埋蔵文化財速報展「発掘とくしま」実施業務	埋蔵文化財速報展「発掘とくしま」実施業務	1	R4.4.1	R5.3.31	850	850	第2号(競争に不向き)	徳島県内の遺跡や発掘調査の状況及び歴史的環境等の特性を正しく理解し、適切に業務を遂行できる専門性を持った機関が他にないため
10	①委託	令和4年度収蔵庫等管理業務	収蔵庫等管理業務	1	R4.4.1	R5.3.31	3,506	3,506	第2号(競争に不向き)	県内の発掘調査に携わり、出土遺物の状況や特性を正しく理解し、適切に業務を遂行できる専門性をもった機関が他にないため
11	①委託	令和4年度遺物保存処理等業務	遺物保存処理等業務	1	R4.4.1	R5.3.31	174	174	第2号(競争に不向き)	県内の発掘調査に携わり、出土遺物の状況や特性を正しく理解し、保存についても適切に業務を遂行できる専門性をもった機関が他にないため

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団体名: (福) 徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県地域生活定着促進事業	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等に対して、矯正施設や保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する。		R4.4.1	R5.3.31	26,614	26,614	第2号(競争に不向き)	本事業は、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行うものであることから、切れ目のない継続的な支援が必要であり、また、支援の上では特別調整者との信頼関係が重要であるため。
2	①委託	点字広報等発行事業	県政だより「OUR徳島」等県広報の録音版、点字版の発行		R4.4.1	R5.3.31	3,030	3,030	第2号(競争に不向き)	視覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有しており、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
3	①委託	点訳・音訳奉仕員スキルアップ事業	点訳・音訳奉仕員養成事業において養成、登録された奉仕員に対し、視覚障がい者のより一層のコミュニケーションを確保するため、講習会等を開催する。		R4.4.1	R5.3.31	200	200	第2号(競争に不向き)	視覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、視覚障がい者の福祉向上に寄与する各奉仕員の養成に対する優れたノウハウを有しており、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
4	①委託	手話通訳等意思疎通支援促進事業	・手話通訳者設置事業 ・手話通訳者登録試験実施事業 ・自立と社会参加のまちづくり事業 ・要約筆記者養成事業 ・要約筆記者登録試験実施事業 ・要約筆記者スキルアップ事業 ・意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業		R4.4.1	R5.3.31	18,764	18,764	第2号(競争に不向き)	視覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、県内の中途失調・難聴者当事者団体及び要約筆記活動団体との連絡調整を円滑に行い、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
5	①委託	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	専門性の高い手話通訳者及び要約筆記者の派遣・調整を行う		R4.4.1	R5.3.31	2,071	2,071	第2号(競争に不向き)	本事業は、聴覚障がい者の意思疎通支援を目的としており、聴覚障がい者に対する知識と理解を要し、また聴覚障がい者当事者団体及び手話通訳・要約筆記活動団体及び市町村等との連絡調整が必要である。専門知識かつ豊富な経験を有し、本県の視覚障がい者情報提供施設を管理運営している社会福祉事業団に委託することが最も効果的であると認められるため。
6	①委託	「とくしま県議会だより」録音及び点字版発行事業	「とくしま県議会だより」録音及び点字版の発行		R4.4.1	R5.3.31	1,243	1,243	第2号(競争に不向き)	視覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが妥当であると考えられるため。
7	①委託	視覚障がい者等読書環境整備事業	専門書等幅広いニーズに応えるため、専門点訳講習会を開催するなど、視覚障がい者の読書環境を整備する。		R4.4.1	R5.3.31	2,400	2,400	第2号(競争に不向き)	視覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有しており、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
8	①委託	読書バリアフリー推進事業	県内の読書バリアフリー推進を目指し、公立図書館等職員研修等を開催する。		R4.4.1	R5.3.31	1,000	1,000	第2号(競争に不向き)	視覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが妥当であると考えられるため。
9	①委託	障がい者社会参加促進事業	・障がい者スポーツ交流大会開催事業 ・パラスポーツ人材バンク運営事業 ・障がい者スポーツ指導員設置事業 ・ノーマディックス大会開催事業 ・全国障害者スポーツ大会派遣事業 ・心の輪を広げる体験作文、障害者週間のポスター募集事業 ・自立と参加のまちづくり事業 ・障がい者の集い県民大会開催事業 ・徳島県障がい者福祉バス運行事業		R4.4.1	R5.3.31	37,774	37,774	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門知識かつ豊富な経験を有しており、市町村、各障がい者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団体名: (福) 徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
10	①委託	障がい者ICTサポート総合 推進事業	ICT機器の紹介や貸出、相談等 を行う総合的なサービス拠点を 設置する。 「パソコンボランティア」の養成・ 派遣を行う事業を実施する。		R4.4.1	R5.3.31	1,500	1,500	第2号(競争 に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福 祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供 施設として県内唯一であり、当該事業の企画 運営に対する優れたノウハウを有していること から、当該センターの運営管理を行う社会福 祉事業団に委託することが妥当であると考え られるため。
11	①委託	障がい者スポーツ普及促進 事業	地域の課題に対応した障がい者 スポーツの実施環境を整備す る。		R4.4.1	R5.3.31	700	700	第2号(競争 に不向き)	本事業は障がい者スポーツの振興を目的とし ており、障がい者に対する知識と理解を要し、 障がい者当事者団体と十分な連携を図る必要 がある。当団体に事務局を置く徳島県障がい 者スポーツ協会は、全国障がい者スポーツ協 会の登録団体であり、障がい者スポーツに関 する専門的知識や技術を有し、経験も豊富で あることから、最も効果的に事業を実施でき ると認められるため。
12	①委託	とくしま共生アートプロジェ クト推進事業	・障がい者芸術・文化活動支援 センター運営事業 ・サテライト開催事業		R4.4.1	R5.3.31	17,000	17,000	第2号(競争 に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門 知識かつ豊富な経験を有しており、各障がい 者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、 最も効果的な事業の運営ができるため。
13	①委託	障がい者芸術展開事業	障がい者芸術展開事業		R4.4.1	R5.3.31	500	500	第2号(競争 に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門 知識かつ豊富な経験を有しており、各障がい 者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、 最も効果的な事業の運営ができるため。
14	①委託	障がい者の生涯学習支援 事業	障がい者の生涯学習を支援する ため、徳島県立障がい者交流プ ラザ等において、障がいのある 人の生活や社会参加に役立つ 学習、スポーツ、文化芸術に関 する各種講座を開催する。		R4.4.1	R5.3.31	1,240	1,240	第2号(競争 に不向き)	本事業は、特別支援学校卒業後の障がい者 の生涯にわたる学習を支援し、障がい者の自 立と社会参加を促すことを目的としている。福 祉や特別支援教育に関する専門的な知識と 経験を有するとともに、「障がいのある人も ない人も暮らしやすい徳島づくりの推進に関 する協定」を締結していることから、当該団 体に委託することが最も適切であるため。



契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 商工政策課

団体名: (公財)とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書枚数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	中小企業・雇用対策事業資金運用業務	県が行う中小企業・雇用対策事業の推進に必要な資金を確保するため、機構に貸し付けた資金による債券の購入運用等を行う。	1	R4.4.1	R5.3.31	12,857	12,857	第2号(競争に不向き)	①当該法人は、本県産業振興を担う中核的支援機関であること ②県との協調のもと、しっかりとした資金運用を行える団体であること ③所得税法第11条の規定により公益財団法人が支払を受ける利子等は非課税であり、多額の利子を得ることができること
2	①委託	次世代“光”創出・応用産業振興支援事業	「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」による徳島大学研究シーズを社会実装させるため、大学と企業のマッチングによる研究開発支援や、計画への参画企業の発掘を行う。	1	(当初) R4.4.1 (変更) R5.3.31	R5.3.31	17,588	17,588	第2号(競争に不向き)	当団体は、「次世代“光”計画」に位置づけられた「とくしま大学振興・若者雇用創出推進会議」の構成員であるとともに、県内中小企業の経営革新、経営基盤の強化及び起業、国際化への対応を支援することにより、地域経済の活性化とその発展に寄与することを目的として設立された公益法人として、「次世代“光”計画」においても、製品開発や社会実装、販路開拓等の事業を総合的に支援することが位置づけられている。
3	①委託	中小企業の「稼ぐ力」サポート事業(四国4県連携販路開拓プロジェクト事業)	四国地方産業競争力協議会における「四国企業販路開拓プロジェクト」において、四国4県及び産業振興機構が連携して、関西機械要素技術展に出展を行う。	1	R4.4.1	R5.3.31	5,100	5,100	第2号(競争に不向き)	当該団体は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展実績が豊富であることから、本事業のより効果的な実施が可能であるため。
4	①委託	ものづくり新市場開拓支援事業	ウェブでの効果的な情報発信を行う展示商談会の開催などにより県内ものづくり企業の新市場開拓への取組を支援	1	(当初) R4.4.1 (変更) R5.3.31	R5.3.31	6,114	6,114	第2号(競争に不向き)	当団体は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展支援及び民間団体と連携したマッチング支援でも豊富な実績を有しており、本事業のより効果的な実施が可能である。
5	①委託	とくしま経済飛躍ファンド資金運用業務	とくしま経済飛躍ファンド造成資金貸付金による国債、政府保証債、公募地方債の購入運用に係る業務を円滑かつ効果的に運営する。	1	R4.4.1	R5.3.31	567	567	第2号(競争に不向き)	とくしま経済飛躍ファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県の資金及び民間の資金を活用して造成しており、ファンドを管理する団体として、造成された基金を債券等の購入運用を行うという業務の性格から、当該団体が業務を執行することが最も適当であるため。
6	①委託	平成藍大市あったかビジネス大賞業務	地域密着型あったかビジネス事業者が参加するビジネスコンペの募集から審査、表彰、展示会出展PRまでの運営全般を実施	1	R4.6.1	R5.3.31	950	950	第2号(競争に不向き)	・他の業務と一体化して行う必要がある特殊な業務で、効果的、効率的に遂行することが必要であり、当該業務については、特定の者でなければ納入できないものであるため。 ・当該法人は、中小企業支援法において中小企業の支援事業を適切かつ確実に実施できる公益法人として、県内唯一の指定法人であり、創業支援や経営指導において十分な実績とノウハウを持つため。
7	①委託	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	プロフェッショナル人材戦略マネージャー及びサブマネージャー等のスタッフを採用し、プロフェッショナル人材戦略拠点を運営する。地域の中小企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対する地域のニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と関係者を積極的にコーディネートする	1	R4.4.1	R5.3.31	33,486	33,486	第2号(競争に不向き)	当該団体は、「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「設備資金」「販路開拓」などの事業を総合的、一元的に支援することを目的として設置され、中小企業支援法において中小企業の創業、経営指導等の中小企業支援事業を適切かつ確実に実施できる十分な実績とノウハウを持ち合わせているため。
8	①委託	徳島県農林漁業者等へのサポート活動業務	6次産業化プランナーの派遣等による農林漁業者等の経営改善支援	1	R4.4.15	R5.3.20	4,540	4,540	第2号(競争に不向き)	円滑に本業務を推進するためには、農林漁業者等への支援について、専門的な知識や経験を有する必要があることから、競争入札により所期の効果を得ることが困難と判断し、プロポーザル方式による公募を行った。その結果、当団体のみから提案があり、選定委員会における審査を行い、適当と認められたため、当団体を選定したものである。



契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 商工政策課

団体名: (公財)とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	ものづくり企業DX加速化事業業務	ものづくり企業等のDX推進を支援するための「とくしまDX推進センター」の運営、DX推進セミナーの開催、及びDX推進コーディネーターの配置	1	(当初) R4.4.1  (変更) R5.3.7	R5.3.31	5,949	5,949	第2号(競争に不向き)	当該団体は県が所管し、出捐している公益法人であるとともに、県内中小企業に係る「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「販路開拓」等の事業を総合的、一元的に支援する十分な実績、ノウハウを有している。そのため、AI、IoT、ロボット等のデジタル技術を活用し、企業活動の業務プロセスを変革するDXを推進するには最も適切な団体である。
10	①委託	GX製品等販路拡大支援事業	GX関連製品・技術を有する県内企業の販路拡大のため、展示会への出展を支援	1	R4.4.1	R5.3.31	5,811	5,811	第2号(競争に不向き)	当該団体は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、これまでに県内外の展示会出展支援の実績も豊富である。また、在籍する専門コーディネーターにより販路拡大を目指す県内ものづくり企業へのきめ細やかな支援を行うことができ、本事業の趣旨を理解した効果的な事業実施が可能である。
11	①委託	循環経済とくしま・グリーンイノベーション事業	県内企業の新技術・新製品を海外企業へオンラインで提案・販路拡大できるよう、PRコンテンツ(Webサイト・動画)を作成	1	R4.6.1	R5.3.31	6,546	6,546	第2号(競争に不向き)	公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内中小企業の総合的・一元的な支援団体として県内経済・県内企業の動向に深く精通しているとともに、県内企業の海外展開・販路開拓支援において、令和元年度に本県が実施した「重点市場販路開拓事業」を受託し、豊富な知識と経験を有しているほか、独自に海外オンライン商談会への参加支援事業を実施するなど、海外との経済交流、県内事業者の海外進出支援に積極的に取り組んでいる。 以上の理由により、同機構に業務を委託することで、本事業の円滑かつ効果的な実施が期待できることから、委託先として選定する。
12	①委託	企業・デザイナー橋渡し事業開催業務(デジタルコンテンツ人材育成事業)	県内デザイナーの認知向上を図るため、「徳島ビジネスチャレンジメッセ」に紹介ブースを出展するとともに、企業とデザイナーの橋渡しイベントを開催	1	R4.5.11	R5.3.31	999	999	第2号(競争に不向き)	当該団体は、一定の実績を有する34名のデザイナーが登録する「徳島クリエイターズライブラリ」を運営しており、これを活用することで効率的に優秀なデザイナーを集めやすい。また、当ライブラリの認知向上により、イベント終了後も企業による県内デザイナーの活用が見込める。 更に、これまでデザイナーの活用に関するセミナーを多数回実施しており、デザイナーの活用について実績を有する。 以上のことから、効率的、効果的に業務目的を達成することができるのは、同団体と判断したため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 商工政策課

団体名: (株)徳島健康科学総合センター

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	頑張る中小企業応援体制構築事業に係る契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島ビジネスチャレンジ」における「海外経済交流フォーラム」(仮称)の開催</li> <li>とくしま経済モニターの実施</li> </ul>	1	R4.4.1	R5.3.31	11,362	11,362	第2号(競争に不向き)	<p>当業務の執行には、県内中小企業の振興及び本県経済飛躍の実現を図るための会議等の開催について、産業界等から必要な人材の参画を募り、かつ、短期間で幅広く意見集約を行うとともに必要な資料の収集・分析等を行うことが不可欠である。</p> <p>また、依然として厳しい経済情勢が継続する中、本県の実体経済、特に中小企業の経営環境がどのような状態にあるかをいち早く把握し、効果的な施策を打ち出すことが必要である。</p> <p>このため、本県の産業技術の集積促進及び県内産業高度化の中核施設として位置づけられ、本県産業の現状、課題、経済情勢等について詳しく、かつ、会議運営及び企業支援に関するノウハウ及び実績を有している株式会社徳島健康科学総合センターに委託を行う必要があるため。</p>
2	①委託	販路創出・新事業展開促進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新成長分野に関する新事業展開の成功事例紹介や最新情報の発信</li> <li>新たなビジネス展開のきっかけとなるセミナーや講座の開催</li> </ul>	1	R4.4.1	R5.3.31	2,103	2,103	第2号(競争に不向き)	<p>当事業は、新型コロナウイルスの影響を受け、業績悪化等に直面している県内企業の事業継続・再生に向け、「業態転換」や「多角化」等に取り組むため、新成長分野に関する新事業展開の成功事例紹介や最新情報の発信など新たなビジネス展開のきっかけとなるセミナーや講座を開催することで、県内企業活動の活性化、ひいては県内雇用の創出を図ることを目的としている。</p> <p>このため、本県の産業技術の集積促進及び県内産業高度化の中核施設として位置づけられ、本県産業の現状、課題、経済情勢等について熟知しているとともに、県及び徳島市と連携したICT研修等の実施による人材育成や、創業間もない企業等に対し低廉な価格で事務室等を提供するインキュベーション施設として県内企業活動の活性化に取組むなど、ノウハウ及び実績を有している株式会社徳島健康科学総合センターに委託を行う必要があるため。</p>

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 観光政策課

団体名: (一財)徳島県観光協会

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	魅力あふれる「阿波とくしま」観光誘客促進事業に係る業務	観光コンテンツの発掘・磨き上げや観光情報発信の強化	1	R4.4.1	R5.3.31	14,329	14,329	第2号(競争に不向き)	徳島県の観光推進施策への十分な理解、県内の観光コンテンツに関する見識、観光プロモーション等に関するノウハウが求められるとともに、県内の観光DMOや市町村、県内外の観光関連事業者だけでなく、海外地域との連携や調整など、徳島県と同様の事業遂行の能力が求められる。 一般財団法人徳島県観光協会は、前述の事業実施に必要なノウハウ、人材、事業実施体制を有しており、県内に同等の能力を有する企業、団体が他になく、唯一の団体であるため。
2	①委託	とくしまロケーション・ブランド発信事業実施業務	フィルム・コミッション事業の普及啓発及び支援	1	R4.4.1	R5.3.31	13,880	13,880	第2号(競争に不向き)	県内の観光資源や観光施設に関する情報を熟知し、地元市町村や地域住民(団体)との連携や信頼関係が必要不可欠である。当該団体はこれらを満たす唯一の公的機関であるため。
3	①委託	徳島県観光情報システム整備事業	観光情報提供システムの管理	1	R4.4.1	R5.3.31	2,750	2,750	第2号(競争に不向き)	公共施設から民間施設まで多岐にわたる複合的な情報を収集できるノウハウが必要である。当団体は観光事業団体の連絡指導機関として県内外の観光団体と密接な連携を取る唯一の公的機関であり、本システムを熟知しているため。
4	①委託	「着地型観光コンベンション事業」運営業務	着地型旅行商品の情報発信及びコンベンション主催者及び来訪者への魅力発信	1	R4.4.1	R5.3.31	14,129	14,129	第2号(競争に不向き)	本事業を実施するに当たり、県内市町村や観光関係団体等との連携が必要であるとともに、公平性や透明性の確保が必要不可欠であり、これを満たす県内事業者は、県内観光資源や観光施設に関する内容を熟知し、全県を対象として観光客誘致事業を実施している県内唯一の団体で、県内市町村や観光関係団体、旅行者等と日頃から連携している公的機関である一般財団法人徳島県観光協会しかない。 また、当協会が実施するコンベンション開催支援助成に併せて当事業を実施することで、観光客誘致や観光経済の活性化などの相乗効果も期待できるため、委託先は当協会しかない。
5	①委託	冬の阿波おどり魅力パワーアップ事業	「阿波おどり」をはじめとした「あわ文化」を活用した体験型観光や冬期旅行商品の造成を促進	1	R4.10.3	R5.3.31	580	580	第2号(競争に不向き)	一般財団法人徳島県観光協会は、県内市町村や観光関係団体、観光事業者等と密接な連携を取りながら、観光客誘致のための多様な自主事業を行っているほか、過去にも多くの県事業を受託し、円滑に観光事業を遂行した実績を持つ県内唯一の法人であり、これらの事業実施に必要な条件をすべて満たしているのは、一般財団法人徳島県観光協会のみである。
6	①委託	「とくしま観光アカデミー」開催事業	観光人材の即戦力強化、次世代の観光産業の担い手のための講座を開催する	1	R4.9.16	R5.3.31	3,651	3,651	第2号(競争に不向き)	本事業を実施するに当たり、産官学連携による体系的な学びの場を創出するため、多岐にわたる関係者との連携や迅速な実施が必要不可欠であり、当協会は、多数の賛助会員を抱えており、県内観光産業をとりまく観光関係団体と密接なネットワークを形成しているほか、観光人材育成事業のノウハウを有しており、講師人材の手配や受講者の募集等の調整を円滑に行うことができる。 また、観光関係事業者同士のヨコのつながりを形成するための「中核的な役割」を担い、人材育成の効果検証も中長期のスパンで可能となる唯一の団体であることから、委託先は当協会しかない。
7	①委託	徳島観光すいすい事業	県内で宿泊を伴う団体旅行商品造成のため、旅行会社に対する貸切バス助成を実施	1	R4.3.1	R5.3.31	24,900	24,900	第2号(競争に不向き)	一般財団法人徳島県観光協会は、県内市町村や観光関係団体、観光事業者等と密接な連携を取りながら、観光客誘致のための多様な自主事業を行っているほか、過去にも多くの県事業を受託し、円滑に観光事業を遂行した実績を持つ県内唯一の法人であり、これらの事業実施に必要な条件をすべて満たしているのは、一般財団法人徳島県観光協会のみである。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 観光政策課

団体名: (一財)徳島県観光協会

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業 務の終 期	総 額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
8	①委託	「オールド島」観光誘客プロモーション事業	「オールド島」で旅行需要を喚起させるため、「BtoB」「BtoC」の両面から誘客営業等を図り、宿泊者数の増加を図る。	1	R4.4.1	R5.3.31	18,481	18,481	第2号(競争に不向き)	県内外の関係団体の利害に関係するため、公正性・透明性が必要なほか、県内外の関係機関からの信頼性やネットワークを有しており、県内の観光資源全般を把握し、総合的な企画・調整ができる能力や経験が必要である。当該団体はこれらを満たす唯一の機関であるため。
9	①委託	徳島福岡線利用による旅行商品造成事業	徳島阿波おどり空港における徳島-福岡線の更なる利用促進・需要喚起を目的として、徳島-福岡線利用による徳島旅行を催行する旅行会社を支援する。	1	R4.4.1	R5.1.31	300	300	第2号(競争に不向き)	本事業は、県(観光政策課)が一般財団法人徳島県観光協会に委託して実施する「徳島観光すいすい事業」のうち、徳島-福岡線利用旅行商品に助成金の加算を行う事業であり、申請手続きを一本化し、申請者の利便性を図る上で、一体として実施する必要がある。 一般財団法人徳島県観光協会は、県内市町村や観光関係団体、観光事業者等と密接な連携をとりながら、観光客誘致のための多様な自主事業を行っているほか、過去にも多くの徳島県事業を受託し、円滑に観光事業を遂行した実績を持つ県内唯一の公益的法人であり、これらの事業実施に必要な条件をすべて満たしているのは、一般財団法人徳島県観光協会のみであるため。
10	①委託	全国旅行支援事務局運営業務	全国旅行支援の事務局運営業務	1	R4.9.5	R5.10.31	4,152,439	3,230,000	第2号(競争に不向き)	公募型プロポーザル方式にて選定。
11	①委託	「みんなで！とくしま応援割」(2期)実施事業	みんなで！とくしま応援割(第2期)の事務局運営業務	1	R3.7.15	R5.1.31	1,449,219	911,219	第2号(競争に不向き)	公募型プロポーザル方式にて選定。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 農林水産政策課

団体名: (公財)徳島県農業開発公社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	勝ち抜く! 園芸産地強靱化事業	園芸品目の生産振興及び流通販売に係る課題解決のための活動・取組への助成	1	R4.4.1	R5.3.31	6,800	6,800	第2号(競争に不向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、徳島県の4者で構成するとくしまブランド推進機構のコントロールタワーを担うとともに、県下の農業者や農地に関する情報の集約を図ることができる組織であり、本事業を効果的に実行できる事業者がほかに存在しないため。
2	①委託	とくしまブランド推進機構展開業務	「とくしまブランド推進機構」の「総合調整」に係る業務、「生産対策」、「流通・販売対策」、「海外輸出に関する支援活動	1	R4.4.1	R5.3.31	14,800	14,800	第2号(競争に不向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、徳島県の4者で構成するとくしまブランド推進機構のコントロールタワーを担うとともに、県下の農業者や農地に関する情報の集約を図ることができる組織であり、本事業を効果的に実行できる事業者がほかに存在しないため。
3	①委託	とくしまブランド推進機構展開業務(県単事業)	「とくしまブランド推進機構」の「総合調整」に係る業務、「生産対策」、「流通・販売対策」、「海外輸出に関する支援活動	1	R4.4.1	R5.3.31	14,400	14,400	第2号(競争に不向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、徳島県の4者で構成するとくしまブランド推進機構のコントロールタワーを担うとともに、県下の農業者や農地に関する情報の集約を図ることができる組織であり、本事業を効果的に実行できる事業者がほかに存在しないため。
4	①委託	とくしまブランド新商流構築事業	産地とのマッチングや消費地ニーズに対応する県産農林水産物等の提案や営業活動の展開など、新たな取引や商流につながる取組みを推進	1	R4.4.1	R5.3.31	25,000	25,000	第2号(競争に不向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、徳島県の4者で構成するとくしまブランド推進機構のコントロールタワーを担うとともに、県下の農業者や農地に関する情報の集約を図ることができる組織であり、本事業を効果的に実行できる事業者がほかに存在しないため。
5	①委託	「徳島の食」販売拡大・ブランディング強化事業	コロナ禍の消費者の行動変容やニーズに対応した、県産食材の需要喚起、ブランディングなどの販売プロモーションや魅力発信の取組を推進	1	R4.4.1	R5.3.31	18,600	18,600	第2号(競争に不向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、徳島県の4者で構成するとくしまブランド推進機構のコントロールタワーを担うとともに、県下の農業者や農地に関する情報の集約を図ることができる組織であり、本事業を効果的に実行できる事業者がほかに存在しないため。
6	①委託	とくしま「阿波ふうど」新しい物流促進事業	航空貨物等の新たな輸送手段を用いた首都圏等遠隔市場への新物流システムの実装につながる取組みを実施	1	R4.4.1	R5.3.31	4,880	4,880	第2号(競争に不向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、徳島県の4者で構成するとくしまブランド推進機構のコントロールタワーを担うとともに、県下の農業者や農地に関する情報の集約を図ることができる組織であり、本事業を効果的に実行できる事業者がほかに存在しないため。
7	①委託	「食の宝庫」とくしま新商材発掘・消費地プロモーション事業	県産品のテストマーケティングを行い、選りすぐりの県産品のブランディングに取り組み他、県産食材を使った新商材を開発し、県産品の更なる販路拡大を推進	1	R4.4.1	R5.3.31	16,000	16,000	第2号(競争に不向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、徳島県の4者で構成するとくしまブランド推進機構のコントロールタワーを担うとともに、県下の農業者や農地に関する情報の集約を図ることができる組織であり、本事業を効果的に実行できる事業者がほかに存在しないため。
8	①委託	とくしま農林水産物等海外輸出推進事業(市場開拓・人材育成・輸出型園地)	海外輸出戦略に基づく新たな市場開拓及び海外展開に意欲のある人材育成業務	1	R4.4.1	R5.3.31	21,740	21,740	第2号(競争に不向き)	徳島県農業開発公社は、新たな販売チャネル開発による所得向上等を支援するため、輸出部門を設け、包括的に輸出促進を行う唯一の団体であり、「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」で定めた対象国・地域での農林水産物等の市場調査及び販路開拓を行うことができるため。
9	①委託	「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」推進事業(販売促進分)	海外輸出戦略に基づく既存販路の拡大業務	1	R4.4.1	R5.3.31	16,325	16,325	第2号(競争に不向き)	徳島県農業開発公社は、新たな販売チャネル開発による所得向上等を支援するため、輸出部門を設け、包括的に輸出促進を行う唯一の団体であり、「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」で定めた対象国・地域での農林水産物等の市場調査及び販路開拓を行うことができるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 水産振興課

団 体 名: (公財)徳島県水産振興公害対策基金

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業 務の終 期	総 額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和4年度水産種苗生産業務	クルマエビ・アワビ・トコブシ・アユ等の水産種苗の生産	1	R4.4.1	R5.3.31	138,240	138,240	第2号(競争に不向き)	徳島県産の親魚を必要量確保し、健全な種苗を生産できる能力を有するのは当団体のみである。また、同団体は昭和55年度以降、本業務を受託し、良好に業務を完了した実績を有する。



契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: スマート林業課

団体名: (公財)徳島県林業労働力確保支援センター

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	新たな林業担い手確保事業	新規林業就業者を確保する取組を実施する。	1	R4.4.28	R5.3.31	3,509	3,509	第2号(競争に不向き)	本業務は新規林業就業者の確保に資する取組を行うものであり、当センターは県内林業事業体の採用事情に明るく、ハローワークを除いては就業者募集行為を行ない得る県内唯一の団体であるため。
2	①委託	森林のプロフェッショナル育成事業	適正な技術と知識を有し、安全性に配慮しつつも効率的な木材生産を行うことができる「森林のプロフェッショナル」を養成する。	1	R4.8.12	R5.3.31	3,850	3,850	第2号(競争に不向き)	本業務は間伐などの作業計画や現場管理、高性能林業機械の安全管理などに深い見識が必要であり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理、安全管理等の指導を行う県内唯一の団体であるため。
3	①委託	路網作設高度技能者育成事業	林業生産の最も重要な基盤となる森林作業道作設の高度の現場技術者を養成する。	1	R4.6.27	R5.3.31	1,320	1,320	第2号(競争に不向き)	本業務は路網を効率的に作設するために作業班長レベルの熟練した技術者を養成するものであり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理、安全管理等の指導を行う県内唯一の団体であるため。
4	①委託	林業起業支援バックアップ事業	起業希望、及び起業して間もない事業体を対象に、研修会や訪問アドバイス等を行い、経営の安定化と事業拡大を図れるよう育成する。	1	R4.7.15	R5.3.1	2,485	2,485	第2号(競争に不向き)	本業務は起業予定者や起業後間もない林業事業体の起業支援や経営改善を図るものであり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することとされているため。
5	①委託	森林施業プランナー育成事業	集約的林業経営プランを策定する森林施業プランナーを育成する。	1	R4.7.25	R5.3.24	1,155	1,155	第2号(競争に不向き)	本業務は森林施業プランナーに必要な知識と技術を習得させる業務であり、当センターは事業実績もあり、業務実行に必要な知識と人材を有する県内唯一の団体であるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: スマート林業課

団体名: (公社)徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方選定時の見積書枚数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総額	うちR4年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和4年度森林管理情報収集事業	施業地の集約化を図る基礎とするため、県有林・県行造林及び公園造林地の監視、県営林周辺の売買状況等及び県営林と一体的施業の実施候補地の情報収集を行う。	1	R4.7.15	R5.3.17	4,983	4,983	第2号(競争に不向き)	当事業は、県営林地の森林災害や伐採等の現場情報に加え、林売買情報等、広く森林の管理情報を収集・蓄積することを目的としている。 このため、当事業を適切に実施するためには、県内一円において、森林の売買情報や施業地の集約化等に係る情報を収集するための情報網や経験が求められる。 徳島森林づくり推進機構は、これまで県内一円において森林整備事業及び緑化事業を推進してきた実績があり、それに伴って森林管理に関する総合的な情報を収集、保有している。また、分収林を核とした一体的な施業を行ってきた実績がある唯一の団体であることから、本業務が実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。
2	①委託	令和4年度とくしま協働の森づくり事業CO2吸収量算定委託業務	とくしま協働の森づくり事業により整備する森林の森林CO2吸収量を算定する。	1	R4.4.14	R5.3.31	1,380	1,380	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、森林の造成や健全な育成を行い、豊かな森林資源を適正に循環利用する持続可能な林業経営に取り組むとともに、確かな森林管理を推進していることに加え、森林の価格評価を行う森林評価士の資格を持つ職員が複数名在籍しており、森林の調査と評価に係る見識が深いことから、本業務が実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。
3	①委託	令和4年度とくしま協働の森づくり事業委託業務	企業等を含めた県民総ぐるみで「とくしま協働の森づくり事業」を推進するため、とくしま協働の森づくり事業に係る事業者等の意向調査、PR資料の作成、協定締結式及び証明書交付式の開催、並びに協定企業と事業に関する協議を行う。	1	R4.4.14	R5.3.31	2,695	2,695	第2号(競争に不向き)	本委託業務は、企業等に対して「とくしま協働の森づくり事業」への参画に関する意向調査を行い、企業等に対して協定締結等に関する事務処理等を行うものである。 徳島森林づくり推進機構は、県民総ぐるみの森林保全と緑化の推進が主な事業の一つとなっており、関係団体との協力・連携体制が整っている。 また、「とくしま協働の森づくり事業」における企業等からの寄附金を「緑の募金」使途限定募金として受け入れられる県内唯一の団体であり、かつ同寄附金を損金算入することができる特定寄付金を扱う公益法人として認められていることから、本業務を実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。
4	①委託	令和4年度とくしま森林経営管理推進業務	「新たな森林管理制度」の円滑な運用に向けた取り組みモデルの検討や県内全体説明会の開催等を実施し、「新たな森林管理システム」の更なる構築を進める。	1	R4.6.1	R5.3.23	825	825	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、「とくしま森林経営管理協議会」の構成員であり、「新たな森林管理システム」に精通していることに加え、県内24市町村を会員としていることから、市町村との情報共有体制が構築されている。 また、これまで県内一円において森林整備事業及び緑化事業を推進してきた実績があり、森林管理に関する総合的な情報を収集、保有している唯一の団体であることから、本業務を実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。
5	①委託	令和4年度森林整備事業申請手法検証業務	国による森林整備事業の補助申請・検査に関する要領等の改正により追加されたリモートセンシング技術を活用した申請手法について検証するとともに、申請に当たってのガイドラインを検討する。	1	R4.7.1	R5.3.25	2,978	2,978	第2号(競争に不向き)	本業務は新たな申請方法に関する知識・経験を有しているほか、補助事業を熟知し、標準的な県内の施業を把握している必要がある。 徳島森林づくり推進機構は、県内全域で森林整備事業を実施している唯一の団体であり、同事業における補助金申請額は、毎年、県全体の約3割を占めている。 森林整備事業に精通していることはもちろんのこと、現在リモートセンシング技術を活用した森林管理に積極的に取組んでおり、県内における先導的な役割を担っている。 このことから、本業務の目的を達成するために速やかな業務実施を行うことができる団体は徳島森林づくり推進機構において他にない。
6	①委託	令和4年度「とくしま林業アカデミー」オープンキャンパス運営業務	「とくしま林業アカデミー」の理念や研修内容及び徳島県の林業について理解を深めてもらい、より多くの受講者の確保、また林業就業者の増加につなげるため、オープンキャンパスを開催する。	1	R4.6.20	R5.1.10	598	598	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は「とくしま林業アカデミー」を運営する県内唯一の団体として、林業現場で活躍できる即戦力となる人材を育成するために研修業務を実施している。 また、森林経営管理の受託による植林及び森林の保育や、公有林化推進事業による森林の取得・整備などを進めており、県下全体をフィールドとして、森林の健全な造成と育成を行う唯一の団体であることから、本業務を実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: スマート林業課

団体名: (公社)徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
7	①委託	令和4年度森林のスペシャリスト育成事業委託業務	増産対策には主伐の推進が不可欠であり、架線技術や大径木の伐採・造材技術など、主伐に対応できる技術者を育成するための研修を実施する。	1	R4.6.20	R5.3.31	4,840	4,840	第2号(競争に不向き)	本業務は、素材生産に携わる林業就業者が、主伐に対応できる林業技術を習得するために必要な研修を実施することを目的としている。 徳島森林づくり推進機構は、県内約1.3万haの森林を整備・管理するとともに、直営の作業班員による主伐事業、主伐事業のあつせん受託を行う県内唯一の森林整備法人である。 また、研修に必要なフィールドが豊富で、主伐事業に関する高い専門知識と県内全域の市町村・森林組合を社員に擁するネットワークを有していることから、本業務が実施可能な団体は森林づくり推進機構以外にはない。
8	①委託	令和4年度ニホンジカの林業被害対策実証業務	地形条件の異なる再造林地において、シカ出没や防護柵の破壊状況を捕獲や防護柵補修の前後にモニタリングするとともに、植栽木の被害の状況調査を実施し、被害対策の効果検証に資するデータを収集する。	1	R4.5.17	R5.3.31	4,153	4,153	第2号(競争に不向き)	本業務は条件の異なる県下各地の再造林地からシカの出没・被害が多い箇所を選定する必要がある。 徳島森林づくり推進機構は、県下一円で伐採から植林、保育に至る森林施業を実施しており、県内植林面積の約3/4を担う事業体として、実証に必要な多様な条件の植林地を管理している。また、これまでの植林やシカ防護柵の設置、管理、被害調査、捕獲の実績から、実証地の選定と実施に必要な豊富な技術と経験を有する事業体であり、当機構以外に本業務を委託できる業者はない。
9	①委託	R4森林「森林の番人」を活用した森林の監視・情報収集業務	「保安林」及び「森林管理重点地域」等における伐採や開発行為、自然災害などについて監視・情報収集をすることにより、森林の適正な管理を推進する。	1	R4.9.22	R5.3.3	3,410	3,410	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、本県森林の適正な管理と利用を推進する「徳島県豊かな森林を守る条例」の実行組織であり県内全域で森林を整備・管理しており、森林・林業に関する豊富な経験や高い技術力を活かし、森林の売買に関する情報収集、管理が行き届かない恐れがある森林の状況把握、各種団体や企業など多様な主体が協働した森林管理の推進などを行っている唯一の団体であり、これまでも森林の適切な監視・情報収集を行ってきた。 以上のことから、本事業が実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。
10	①委託	令和4年度滞留県産原木需要拡大業務	需要の旺盛な中国への輸出を行い、早期に原木の滞留を解消することで、素材生産者の安定した木材生産につなげ、成熟した森林の循環利用を進めるため、県産材の流通状況調査や原木輸出の実証を行う。	1	R4.9.20	R5.3.31	859	859	第2号(競争に不向き)	本業務は、県内で滞留している原木を需要の旺盛な中国へ輸出するものであり、原木の集荷体制が整備されていることはもとより、関係する素材生産業者とも連携でき、素材生産や木材流通に精通し、また、海外への原木輸出の経験を有する団体でなければ効果的・効率的な事業執行ができないことから、本業務が実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。
11	①委託	令和4年度県産原木海外販路拡大業務	ヒノキ原木の需要先として、需要が旺盛な中国をターゲットとして、安定した原木の需要先確保を図るため、トライアル輸出を行い、販路開拓、販売コスト把握等、輸出に関する課題を抽出し、輸出の継続を念頭に置いた輸出に係る条件の検証を行う。	1	R4.9.1	R5.3.31	1,631	1,631	第2号(競争に不向き)	本業務は、生産されるヒノキ原木を需要の旺盛な中国へ輸出するものであり、原木の集荷体制が整備されていることはもとより、関係する素材生産業者とも連携でき、素材生産や木材流通に精通し、また、海外への原木輸出の経験を有する団体でなければ効果的・効率的な事業執行ができないことから、本業務が実施可能な団体は森林づくり推進機構の他にはない。
12	①委託	令和4年度森林サイクル確立促進対策業務	持続的な循環型林業の構築を図るため「徳島伐採搬出・再造林ガイドライン協議会(仮称)」を設立するとともに、再造林対策の機運を高めるため、全国サミットを開催する。	1	R4.12.1	R5.3.24	1,983	1,983	第2号(競争に不向き)	本業務は、適切な伐採と再造林を促進することにより「森林サイクル」の確立を図り、持続的な循環型林業を促進することを目的としている。 徳島森林づくり推進機構は、県内約1.3万haの森林を管理し、県内各地で森林整備事業を展開しており、再造林の着実な実施に努めている森林整備法人である。 また、「伐採搬出・再造林ガイドライン全国連絡会議」に副理事長が理事として選出されるなど、その立ち上げから大きく関与しており、県内全域を対象とした再造林の促進を図ることができる唯一の団体である。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団体名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	R4那土 国道195号他 那賀・朝生他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.4.25	R4.10.10	990	990	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
2	①委託	R4波土 久尾穴喰浦線他 海・久保他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.4.25	R4.9.30	2,037	2,037	第2号(競争に不向き)	本業務は、設計積算を委託する業務である。 当該団体は、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、県土木工事の積算ができる唯一の団体であることから、当該団体と随意契約を行ったものである。
3	①委託	R4馬土 国道438号他 美・美馬狙ヶ内他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.5.25	R4.11.21	924	924	第2号(競争に不向き)	本業務は監督員を補助させるため、兼発注工事にかかる調査測量・設計積算業務、施工管理等業務を一体的に委託するものである。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性が認められ、情報管理面においても優れている。また、県と同じ積算システムが導入されている県内唯一の団体であり、一連の業務を円滑かつ適正に実施することが可能であるため、本業務を委託するものである。
4	①委託	R4徳土 徳島北灘線他 鳴・大麻川崎他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.5.17	R4.11.13	7,656	7,656	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
5	①委託	R4吉土 国道193号他 吉・美郷照尾他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.4.28	R4.11.4	6,358	6,358	第2号(競争に不向き)	当該団体については、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。また、県と同じ積算システムを導入し、県土木工事の積算ができる唯一の団体であることから、選定した。
6	①委託	R4三土 山城東祖谷山線他 三・東祖谷和田他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.11.15	R5.3.10	2,475	2,475	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 当該団体については、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性がある。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから同団体を選定したものである。
7	①委託	R4那土 国道195号他 那賀・中山他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R5.2.3	R5.3.25	2,475	2,475	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。



契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団体名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
8	①委託	R4馬土 大橋谷川他 つ・半田中敷他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.11.18	R5.3.8	372	372	第2号(競争に不向き)	本業務は土木工事にかかる設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
9	①委託	R4徳土 神山国府線他 徳・国府他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.4.12	R5.3.25	3,762	3,762	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
10	①委託	R4徳土 亀浦港柳木線他 鳴・瀬戸北泊他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.11.14	R5.3.25	6,941	6,941	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
11	①委託	R4吉土 鳴門池田線他 阿波・阿波元町他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.10.11	R5.3.25	3,300	3,300	第2号(競争に不向き)	当該団体については、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。また、県と同じ積算システムを導入し、県土木工事の積算ができる唯一の団体であることから、選定した。
12	①委託	R4波土 穴喰川他 海・久保他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R4.11.14	R5.3.25	3,047	3,047	第2号(競争に不向き)	本業務は、設計積算を委託する業務である。 当該団体は、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、県土木工事の積算ができる唯一の団体であることから、当該団体と随意契約を行ったものである。
13	①委託	R4徳土 石井神山線他 神・阿野井ノ谷他 監督補助等業務	工事等に係る調査測量及び設計積算業務、施工管理業務等1式	1	R4.4.1	R5.3.31	14,300	14,300	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団体名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
14	①委託	令和4年度 1級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会業務	土木工事における最高レベルの技術者として、良質な社会資本整備に重要な役割を果たす1級土木施工管理技術者を養成するため、受験準備講習会を開催する。	1	R4.4.1	R5.3.25	1,815	1,815	第2号(競争に不向き)	本業務は、建設業の担い手不足の解消と建設業者の技術力向上を図るため、建設業法第27条に基づく国家資格である1級土木施工管理技術士の技術検定試験の受験準備に係る講習会を開催するものである。業務内容は、講義カリキュラムを企画立案し、効果的な講習会を運営するなど、土木工事の実務経験と極めて高い専門知識を必要とするものである。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県市町村が公共事業を円滑に執行できるよう補完、支援することを目的に設立された県内唯一の公益法人である。当該法人は、建設行政の多様化する需要に迅速かつ的確に応えるため、県や市町村と連携のもと「公共工事の品質確保のための技術支援・人材育成」等の事業を展開しており、その職員は建設現場における豊富な実務経験と極めて高い専門知識を有しているため。
15	①委託	土木建設工事に係る業務指導等委託業務	・建設事業に係る測量、調査、設計及び積算業務 ・建設事業に関する監督補助及び検査補助業務 ・公共施設等の管理運営及び整備業務	1	R4.4.1	R5.3.31	26,695	26,695	第2号(競争に不向き)	設計・積算業務、監督補助業務等の指導委託であり、業務の性質上、各種関係制度や基準等に精通し、専門的知識や豊富な経験が必要であり、また、関係業者と利害関係がなく、現場における公平・公正かつ適正な判断が求められることから競争入札に馴染まない。 また、県行政へのニーズが多様化・複雑化する中、県と関係団体との緊密な連携のもと、効率的・効果的に県土整備行政を推進していく必要がある。委託業務は、県土整備行政全般及び土木工事における積算・設計等の技術的作業に精通した者、また、技術面のみならず建設業を取り巻く関係法令・関係制度など業務全般に精通した者でなければ事実上不可能な業務であり、他に替わり得る団体はない。
16	①委託	技術者人材クラスター事業に係る支援等委託業務	・公共事業の振興を目的とした技術力向上の支援業務 ・技術者及び技術情報の収集及び管理業務 ・県、市町村、民間企業、大学等の技術支援ニーズの把握及び技術者の斡旋業務	1	R4.4.1	R5.3.31	4,601	4,601	第2号(競争に不向き)	技術者人材クラスター事業の支援委託であり、業務の性質上、各種関係制度や基準等に精通し、専門的知識や豊富な経験が必要であり、また、関係業者と利害関係がなく、現場における公平・公正かつ適正な判断が求められることから競争入札に馴染まない。 また、県行政へのニーズが多様化・複雑化する中、県と関係団体との緊密な連携のもと、効率的・効果的に農林水産行政を推進していく必要がある。本業務は、公共事業全般及び技術面のみならず、公共事業を取り巻く関係法令・関係制度など業務全般に精通した者でなければ実行不可能な業務であり、他に替わり得る団体はない。



契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 用地対策課

団体名: 徳島県土地開発公社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	地域高規格道路用地取得 事務委託	阿南安芸自動車道(桑野道路・ 福井道路)用地取得		R4.5.11	R5.3.31	10,198	10,198	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
2	①委託	地域高規格道路用地取得 事務委託	阿南安芸自動車道(海部野根道 路)用地取得		R4.5.10	R5.3.31	2,600	2,600	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
3	①委託	一般国道用地取得事務委 託	一般国道55号(牟岐バイパス) における用地取得事務の委託		R4.5.23	R5.3.31	2,898	2,898	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
4	①委託	直轄河川改修用地取得事 務委託	一級河川吉野川(沼田箇所) における用地取得事務の委託		R4.4.26	R5.3.31	6,400	6,400	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
5	①委託	用地事務委託	公共事業に係る用地取得業務 の実施及び用地取得体制の整 備促進		R4.4.1	R5.3.31	11,979	11,979	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)ため。
6	①委託	緊急地方道路整備事業用 地取得事務委託	住吉万代園瀬橋線における用地 取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	7,100	7,100	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
7	①委託	緊急地方道路整備事業用 地取得事務委託	石井南島線における用地取得事 務の委託		R4.4.1	R5.3.31	1,394	1,394	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
8	①委託	緊急地方道路整備事業用 地取得事務委託	久尾穴喰浦線(久保工区)にお ける用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	2,923	2,923	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
9	①委託	緊急地方道路整備事業用 地取得事務委託	徳島上那賀線(中角工区)にお ける用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	1,092	1,092	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
10	①委託	緊急地方道路整備事業用 地取得事務委託	日和佐小野線(恵比須浜工区) における用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	1,274	1,274	第2号(競争 に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 用地対策課

団体名: 徳島県土地開発公社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
11	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	鳴門公園線(土佐泊浦～三ツ石工区)における用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	2,805	2,805	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
12	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	小松島佐那河内線(三反地工区)における用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	312	312	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
13	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	徳島上那賀線(庚申原工区)における用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	1,952	1,952	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
14	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	多々羅川における用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	127	127	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
15	①委託	総合流域防災事業用地取得事務委託	立江川における用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	4,255	4,255	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
16	①委託	総合流域防災事業用地取得事務委託	善蔵川における用地取得事務の委託		R4.4.1	R5.3.31	4,593	4,593	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
17	①委託	公共事業用地取得推進支援業務(阿南庁舎)	阿南庁舎における用地取得業務の支援		R4.4.1	R5.3.31	9,977	9,977	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
18	①委託	公共事業用地取得推進支援業務(美波庁舎)	美波庁舎における用地取得業務の支援		R4.4.1	R5.3.31	9,977	9,977	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 住宅課

団体名: 徳島県住宅供給公社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書枚数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県営住宅の管理代行に関する契約及び管理業務委託契約書	県営住宅の管理体制を充実し、住民サービスの向上を図るため入居者募集、修繕等窓口業務を委託する。	1	R4.4.1	R5.3.31	328,325	328,325	第2号(競争に不向き)	公営住宅の管理は、公営住宅法では、原則として地方自治体が行うこととされているが、「事業主体の同意を得た地方公共団体。地方住宅供給公社は、事業主体に代わって管理を行うことができる。」とされており、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例で、市町村又は徳島県住宅供給公社が県営住宅の管理を行うことができることを示している。
2	①委託	県営住宅浴室給湯設備設置業務	浴槽、給湯設備が設置されていない県営住宅の浴室に、空き家修繕時において浴槽、給湯設備を設置する。	1	R4.4.1	R5.3.25	7,655	7,655	第6号(競争が不利)	本事業は、浴室に浴槽や給湯設備がない県営住宅に、それらの設備の設置を行うものである。 事業の実施に際しては、入居者が退去後の県営住宅に設備設置を行うことになるため、県営住宅の空き家修繕を行っている者が空き家修繕と同時に実施することが、作業効率や工事期間を考慮すると最も有利である。 そのため、県営住宅の空き家修繕を管理代行・指定管理で行っている住宅供給公社に委託する。
3	①委託	R4県営住宅長寿命化対策業務	県営住宅既存ストックの長寿命化を図り、住民が安心して暮らせる住環境を維持するため、施設の長寿命化に資する改修等を実施する。	1	R4.4.1	R5.3.25	61,985	61,985	第6号(競争が不利)	本事業は、県営住宅既存ストックの長寿命化を図り、住民が安心して暮らせる住環境を維持するため、県営住宅及び各種設備の改修等を実施するものである。 本業務の実施にあたっては、県営住宅団地全体の状況を適切に把握し、優先度の高い業務から計画的に実施する能力が求められる。 よって、管理代行及び指定管理により県営住宅の維持管理を行っている徳島県住宅供給公社に本業務を委託することが、業務効率を考慮すると最も有利である
4	①委託	県営住宅高齢者見守り業務	県営住宅に居住する単身高齢者の一人暮らしの不安を解消するために、IoT機器を用いて緊急通報などの見守りサービスに取り組む。	1	R5.1.4	R5.3.31	2,000	2,000	第2号(競争に不向き)	本業務は、県営住宅に居住する単身高齢者を対象に、IoT機器を用いて緊急通報など見守りサービスの提供に取り組むもので、居住する高齢者の個人情報を取り扱い、状況により居室への訪問や緊急連絡先等に確認をとる必要があるなど、県営住宅の管理運営業務と一体となって実施する必要があり、価格競争では成果を期待し難い業務である。また、徳島県住宅供給公社は昭和60年より県営住宅の管理受託業務に取り組み、県営住宅入居者への対応について豊富な実績を有するとともに、県が設立した公企業として守秘義務遵守の信頼性も高い唯一の団体であることから、当公社に委託するものである。
5	①委託	「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター運営業務	空き家対策の推進を図るために県が設置した「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターの運営を行う業務	1	R4.4.1	R5.3.31	27,317	27,317	第2号(競争に不向き)	本業務は、空き家の管理や利活用に関する個別相談など、個人情報を扱う守秘義務遵守が求められること、また、空き家判定士等の育成など、住宅や空き家に関する専門的な知識や経験が必要とし、価格競争では成果を期待し難い業務であるとともに、業務の実施は公平・中立な立場で実施する必要があることから、公企業として住宅の計画・建設・売買・管理に精通し、空き家判定士の育成経験を有する唯一の団体である徳島県住宅供給公社に委託するものである。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 次世代交通課・南部総合県民局

団体名: 阿佐海岸鉄道株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴取 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	DMVを活用した阿佐東線に ぎわいづくり事業委託業務	DMVを観光資源として活用し、 沿線地域の魅力発信やDMVを 活用したイベントの企画・実施な ど、地域等と連携した誘客コンテ ンツを創出する。	1	R4.4.1	R5.3.24	2,765	2,765	第2号(競争 に不向き)	本業務の実施に当たり、DMVを観光資源と して、通常の営業運行に支障のない範囲で、 各種イベントや誘客コンテンツに活用する必要 があることから、DMVを運行管理する阿佐海 岸鉄道の主体的な協力と参加が不可欠とな り、契約の性質または目的が、競争入札に 適さないものである。 阿佐海岸鉄道株式会社は、県や沿線自治体 を中心に投資して設立された第3セクター鉄 道会社で、世界初の本格営業運行を開始した DMVの安全・安心な運行はもちろんのこと、 これまでも、DMVを核とした沿線地域への誘 客促進に、県や沿線自治体等とともに取り組 んでおり、本業務を効果的かつ円滑に遂行 できる唯一の団体として選定するものである。
2	①委託	DMVを核とした公共交通利 用促進プロモーション事業 委託業務	DMVを核として、県内公共交 通の需要喚起を図るため、誘客ベ ントの企画・実や旅行商品の造 成促進、各種プロモーションを実 施する。	1	R4.5.10	R5.3.24	8,998	8,998	第2号(競争 に不向き)	本業務の実施に当たっては、DMV車両や駅 等の関連施設を活用する必要があるほか、運 行会社が広告塔となってDMVの魅力発信を 行い、新たなファンづくりなどによる沿線地 域への誘客促進に取り組むことが効果的であ るため、DMVの導入技術や経緯などを熟知し ている阿佐海岸鉄道の主体的な参加が不可欠 であり、契約の性質または目的が、競争入札 には適さないものである。 阿佐海岸鉄道株式会社は、県や沿線自治体 を中心に投資して設立された第3セクター鉄 道会社で、DMVの導入だけでなく、これまでも、 DMVを核とした沿線地域への誘客促進に、県 や沿線自治体などとともに取り組んでおり、 本業務を効果的かつ円滑に遂行する唯一の団 体として選定するものである。
3		DMV運行開始1周年記念 キャンペーン事業委託業務	DMV運行開始1周年を契機とし て、「DMV運行開始1周年記念 キャンペーン事業」を集中的に展 開し、DMVへのマイルール意識 の向上やDMVを中心とした公共 交通の新規需要の拡大を図る。	1	R4.10.31	R5.3.24	24,992	24,992	第2号(競争 に不向き)	本業務の実施に当たり、DMV車両や駅等 の関連施設を、通常の営業運行に支障のない 範囲で最大限活用し、「企画ツアー実施」や 「イベント実施」、「メディア等の招聘」、「各種 プロモーション事業」を展開する必要があるこ とから、DMVを運行管理する阿佐海岸鉄道の 主体的な参加が不可欠であり、契約の性質ま たは目的が、競争入札には適さないものであ る。 阿佐海岸鉄道株式会社は、県や沿線自治体 を中心に投資して設立された第3セクター鉄 道会社で、DMVの導入だけでなく、これまでも、 DMVを核とした沿線地域への誘客促進に、県 や沿線自治体などとともに取り組んでおり、 本業務を効果的かつ円滑に遂行する唯一の団 体として選定するものである。
4	①委託	DMVを核としたインバウンド 新規需要拡大プロモーション 事業委託業務	外国人旅行者の訪日観光再開 に伴い、DMVを活用した海外向 けプロモーションを集中的に展開 し、東アジア市場を中心とした新 たな需要創出により、県内公共 交通の利用促進を図る。	1	R5.1.20	R5.3.31	14,850	14,850	第2号(競争 に不向き)	本業務の実施に当たっては、「世界初」の本 格営業運行を行うなど話題性や導入技術面で インバウンドへの訴求力が高い「DMV車両 (意匠含む)」や「駅等の関連施設」をコンテ ンツとして最大限活用するほか、「運行会社が広 告塔」となってプロモーションに取り組むこと が効果的であるため、DMVの導入技術や車両・ 関連施設等の管理運営を行う「阿佐海岸鉄 道」の主体的な参加が不可欠であり、契約の 性質または目的が、競争入札には適さないも のである。 阿佐海岸鉄道株式会社は、県や沿線自治体 を中心に投資して設立された第3セクター鉄 道会社で、DMVの導入だけでなく、これまでも、 DMVを核とした沿線地域への誘客促進に、県 や沿線自治体などとともに取り組んでおり、 本業務を効果的かつ円滑に遂行する唯一の団 体として選定するものである。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 次世代交通課・南部総合県民局

団体名: 阿佐海岸鉄道株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総額	うちR4年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	DMV利活用プロモーション事業委託業務	南部圏域の観光振興、地域活性化の起爆剤として大いに期待されるDMVのさらなる認知度アップにつながるよう、DMV1周年にあわせたPR商品の開発を行う。	1	R4.9.13	R5.3.27	600	600	第2号(競争に不向き)	本件委託業務は、移動手段である地域公共交通であることはもとより、車両自体が観光資源であり、南部圏域の観光振興、地域活性化の起爆剤となるDMVが、息の長いコンテンツとなるよう、鉄道や乗り物に関心がある方々以外への更なる周知を図るため、DMV1周年にあわせ、一般家庭への認知度アップにつながるよう、DMVをデザインしたPR商品のデザイン制作などを行うものである。 阿佐海岸鉄道株式会社は、DMVの意匠権を保有、管理するとともに、利用促進のための商品開発やPR活動などの実績があることから、本件委託業務を実施できる唯一の団体であるため。
6	①委託	令和4年度南部の魅力再発見講座実施業務	県民が南部圏域について、歴史や文化などを体系的に学び、地域の愛着と誇りを持ち、南部圏域の魅力を再発見していただける講座を実施する。	1	R4.10.18	R5.3.31	200	200	第2号(競争に不向き)	本件委託業務は、南部圏域で世界初の本格営業運行を開始した「DMV」をテーマとして、県民に地域資源やその魅力を再発見して頂く講座の実施を目的としている。 阿佐海岸鉄道株式会社は「DMV」の営業運行を行う唯一の団体であり、「DMV」の解説や乗車体験を含めた体験講座を運営できるのは同社のみであるため。



契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 次世代交通課

団体名: 徳島空港ビル株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 相手方の 見積 書枚数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の 終期	総額	うちR4年 度 支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県立航空旅客取扱施設定期点検業務	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき定期点検業務を委託する。	1	R5.1.5	R5.3.31	712	712	第2号(競争に不向き)	本業務は、本来、単独では建築基準法第12条の対象外である徳島県立航空旅客取扱施設が、既存ターミナル(徳島空港ビル株式会社所有)に増築しているため、用途上不可分であり、一体的に判断され、同法上に基づく調査等の必要性があることから、同施設について、同条に基づく定期調査等をターミナルビルと一体的に実施するものである。 徳島空港ビル株式会社は、徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者として、同施設の管理運営を行っているとともに、一体施設であるターミナルビルの所有者であり、また、空港法第15条の規定に基づき指定される、徳島阿波おどり空港の唯一の空港機能施設事業者であることから、本業務を実施できる唯一の委託先と認められる。
2	①委託	徳島県立航空旅客取扱施設感染症対応施設改修業務	徳島阿波おどり空港において国際線受入を再開するにあたり、検疫体制を強化するため、徳島県立航空旅客取扱施設において検疫検査場所及び旅客待機場所を増設する施設改修工事を実施し、空港における安全安心かつ円滑な受入環境を整備する。	1	R5.1.24	R5.2.27	1,612	1,612	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港において国際線受入を再開するにあたり、検疫体制を強化するため、徳島県立航空旅客取扱施設において検疫検査場所及び旅客待機場所を増設する施設改修工事を実施するものである。 徳島空港ビル株式会社は、徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者として、同施設の管理運営を行っているとともに、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であることから、本業務を実施できる唯一の委託先と認められる。
3	①委託	徳島県立航空旅客取扱施設感染症対策設備整備業務	徳島阿波おどり空港において国際線受入を再開するにあたり、感染防止対策及び検疫体制を強化するため、徳島県立航空旅客取扱施設において感染防止対策設備(飛沫防止カーテン、クリーンパーテーション、空気清浄機等)及び検疫業務の円滑実施に必要な無料公衆無線LAN(Wi-Fi)アクセスポイントの整備を行い、空港における安全安心かつ円滑な受入環境を整備する。	1	R5.2.10	R5.3.20	1,829	1,829	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港において国際線受入を再開するにあたり、感染防止対策及び検疫体制を強化するため、徳島県立航空旅客取扱施設において感染防止対策設備(飛沫防止カーテン、クリーンパーテーション、空気清浄機等)及び検疫業務の円滑実施に必要な無料公衆無線LAN(Wi-Fi)アクセスポイントの整備を行うものである。 徳島空港ビル株式会社は、徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者として、同施設の管理運営を行っているとともに、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であることから、本業務を実施できる唯一の委託先と認められる。
4	①委託	国際チャーター便就航記念セレモニー運営業務	スターラックス航空の「台北-徳島連続チャーター便」就航記念セレモニーを開催することにより、新型コロナウイルス感染流行後において、徳島阿波おどり空港初となる「国際チャーター便就航」を国内外にPRする。	1	R5.3.7	R5.3.31	534	534	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港既存ターミナル施設を利用したセレモニーを実施する内容である。また、保安区域内外間での同セレモニーに係る備品や関係者の移動、同区域内でのマスコミ取材対応や同施設等における他事業者との調整等を円滑に実施する必要がある。 徳島空港ビル株式会社は、徳島阿波おどり空港において、空港法15条に基づき国土交通大臣の指定された唯一の「空港機能施設事業者」として保安区域への立入許可業務を行える者である。また、新ターミナルの指定管理者であり、かつ、既存ターミナルの所有者である。 よって、徳島空港ビル株式会社が本業務を執行できる唯一の委託先である。



契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課: 次世代交通課

団体名: 徳島空港ビル株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契約内容			相手方 選定時 の見積 書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業 務の終 期	総 額	うちR4年 度 支払額	根拠規定 (自治法施行令 第167条の2第 1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	徳島阿波おどり空港FIS(フライト・インフォメーション・システム)改修業務	徳島県が主体となって進めている徳島阿波おどり空港における国際線受入対応の一環として、徳島阿波おどり空港ターミナルビル内のFISを改修し、運航が決定している台湾連続チャーター便の運航航空会社名の表示に対応した改修を行うことにより、より長期の連続チャーター便や定期便の誘致に繋げる。	1	R5.3.10	R5.3.23	1,410	1,410	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港ターミナルビル内のFIS(フライト・インフォメーション・システム)の表示ボード、制御装置、操作卓等の一体的な改修を行うものであり、改修作業の実施のためには、徳島空港ビル株式会社が管理する保安区域内への立入りが必要となる。 また、徳島空港ビル株式会社は、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であることから、本事業を実施できる唯一の事業者と認められる。
6	①委託	徳島阿波おどり空港到着者靴底消毒実施業務	徳島阿波おどり空港の到着者通路において、豚熱等家畜伝染病に有効な消毒薬を染み込ませたマット上を通過することによる靴底消毒に関する業務。	1	R4.4.1	R5.3.31	1,405	1,405	第2号(競争に不向き)	当該空港を管理しているため。